

●ひとり親世帯への臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響によって、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、臨時特別給付金を支給します。

▶支給対象者

1.基本給付

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人
※申請不要です。
- ②公的年金給付等を受けていることによって児童扶養手当の支給を受けていない人
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限ります。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当支給の対象となる水準に下がった人

2.追加給付

上記①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した人

▶給付額

- 1.基本給付：一世帯5万円、第2子以降一人につき3万円
- 2.追加給付：一世帯5万円

▶申請方法

児童扶養手当ひとり親医療の現況届出対象者には、現況届書類に申請書等を同封し送付します。現況届提出時などに併せて申請できます。

※現況届出の対象でない人はこども未来課にお問い合わせください。

▶申請期間

8月1日(土)～令和3年2月26日(金)

※8月1日(土)・2日(日)以外の閉庁日は除く。

▶申請場所

こども未来課家庭支援係 (市役所1階)

☎こども未来課家庭支援係 ☎②8292 (市役所1階)
厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」
コールセンター ☎0120-400-903

●次期作に前向きに取り組む高収益作物生産者への支援

新型コロナウイルス感染症によって、売上減少の影響を受けた野菜・花き・果樹等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む農業生産者の皆さんを支援します。

▶交付金の対象者

次の要件を全て満たす生産者

- ①2月～4月の間に作物(野菜、花き、果樹等)について出荷実績がある。又は、出荷できずに廃棄した実績がある生産者
- ②収入保険、野菜価格安定制度、農業共済等のセーフティーネットに加入していること。又は、今後加入する意向が確認されること。

▶事業内容

次の取組みのうち2つ以上を実施する人で、次期作に前向きに取り組む生産者を支援します。

- ①生産・流通コストの削減に資する取組み
- ②生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組み
- ③土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組み
- ④作業環境の改善に資する取組み
- ⑤事業継続計画の策定の取組み

▶交付金単価

左記の取組みから2つ以上を実施する人に対し、取組み面積に応じて次のとおり交付します。

10a当たり **55,000円** ※10a=1,000㎡。

また、高集約型経営の下記品目については次のとおり交付します。

- ・施設花き：10a当たり **800,000円**
- ・施設果樹：10a当たり **250,000円**

▶成果目標

令和4年3月31日までに作付面積が現況面積以上であること

▶申込先及び問合せ先

- ・大分県農業協同組合中西部事業部園芸2課
☎②7646
- ・大分大山町農業協同組合営農事業部営農課
☎②3151

☎農業振興課生産・流通推進係 ☎②8211 (市役所3階)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために

●「新しい生活様式」を実践しましょう！

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、これまでと違う日常であることを一人ひとりが自覚し、「新しい生活様式」を取り入れていくことが大切です。



▲市ホームページ

基本的な感染対策

- こまめに手洗い・手指消毒をする
- 咳エチケットを徹底する (外出時はマスク着用)
- 3密 (密集・密接・密閉) を避ける
- 人との間隔はできるだけ2m (最低1m) とる
- 会話は可能な限り真正面を避ける
- 窓を開け、こまめに換気 (1時間に5～10分程度) する
- 地域の感染状況に注意する



■買い物

- ・一人又は少人数で空いた時間に行く
- ・計画を立てて素早く済ます
- ・展示品への接触は控えめにする
- ・レジに並ぶときは、前後にスペースをあける
- ・電子決済を利用する
- ・通販も利用する



■スポーツ・娯楽等

- ・散歩やジョギングは少人数で行う
- ・すれ違うときは距離をとる
- ・公園は、空いた時間、場所を選ぶ
- ・施設利用時は予約して混雑を避ける



■食事

- ・対面ではなく、横並びで座る
- ・おしゃべりは控えめにする
- ・大皿は避けて、料理は個々のものにする
- ・お酌や回し飲みは避ける
- ・持ち帰りやデリバリーも利用する



■働き方

- ・テレワーク、ローテーション勤務を導入する
- ・時差出勤でゆったりと
- ・オフィスはひろびろと
- ・会議はオンラインを活用する
- ・打合せはマスクを着用し、スペースの確保を行う



新型コロナウイルス感染症の支援情報をまとめたサイトです。こちらをご確認ください。



☎日田市新型コロナウイルス関連相談総合窓口 ☎②8281・☎②8243 (市役所3階)

中小企業者・小規模事業者向け

●新型コロナウイルス感染症予防経費の助成について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業・小規模事業者が、営業再開等に向けて実施する消毒や除菌対応等の感染症予防のために購入した物品や消耗品に対して、経費の補助を行います。

- ▶購入対象期間 5月15日(金)～7月31日(金)
- ▶申請受付期限 8月31日(月)
- ▶申請場所 7月31日(金)まで：市役所7階 中会議室
8月3日(月)～31日(月)：市役所3階 新型コロナウイルス相談総合窓口
- ▶補助率 対象経費の5分の4 (上限3万円)

- ▶対象経費 事業の再開、継続に向けて実施する消毒、除菌対応等に使う消耗品費 (備品購入費)
※詳細は市ホームページ又は右記二次元コードからご確認ください。



☎日田市企業支援窓口 ☎080-8559-5521 (市役所3階)